

株 主 各 位

証券コード 1400
平成19年5月14日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
三井花桐ビル4階

株式会社アライヴ コミュニティ
代表取締役社長 柴 田 秀

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年5月29日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト〔<http://www.e-kosi.jp>〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、54頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年5月30日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
（会場が昨年開催の定時株主総会と異なっておりますので、
末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第7期（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じ
た場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.alive-com.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成18年3月1日
至 平成19年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、今もって続く原油価格の高止まりや原材料の高騰・金利上昇など、不安要素を抱えながらも、雇用・賃金の増加、設備投資の拡大など、緩やかな回復基調を見せ、安定的に推移いたしました。

当社グループの事業と密接に関連する住宅業界におきましては、団塊ジュニアやシニア層などの需要が底堅く推移し、全体としては堅調に推移いたしました。加えてマンションの着工戸数も前年と比べ増加しましたが、不動産ファンドの積極的な投資活動に伴う賃貸用マンションの増加や、地価上昇などによるマンション販売の後ろ倒し傾向の加速により、実住用マンションの供給戸数は前年を下回る結果となりました。

このような状況において当社グループは、中期経営計画に基づき、「トータルライフケアサービス（生活総合支援企業）」を拡充すべく、積極的な事業展開を行ってまいりました。法人営業の強化を中心に既存事業の再構築を図り、一方で、子会社の収益化によるグループ全体の収益基盤の強化、グループ内でのシナジー効果の発揮に努めてまいりました。しかしながら、既存提携法人との関係強化、新規法人の開拓に注力したものの、前期より続く謂れなき営業妨害的行為などによる社会的信用の失墜の影響を完全に払拭できず、また市場環境の悪化により、営業対象物件の減少分を確保することができなかつたため、特に新築マンションをターゲットとする、コーティング事業とライフアップ事業の売上高が、大幅に計画を下回る結果となりました。また、下期に売上を計画しておりましたIT事業に関しましては、技術開発の大幅な遅延と商品企画の再構築により、売上計上ができませんでした。加えて当連結会計年度に取得した子会社に関しましては、営業体制の構築に注力し経営資源の投入をした結果、翌期以降の収益化を見込める経営基盤は整ったものの、当連結会計年度中の収益化は実現できませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,441,950千円、経常損益は379,018千円の損失、当期純損益は756,692千円の損失となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較はございません。

事業部門別の販売実績は、以下のとおりであります。

事業区分		内容	売上高 (千円)	構成比 (%)
トータルライフケアサービス事業	コーティング事業	新築住宅の壁、床材、キッチン・浴室等の水廻りの防汚、カビ防止などのコーティング加工	1,151,224	33.5
	ハウスクエア事業	住宅の壁クロス、フローリング、浴室・トイレ・キッチン等の水廻りの設備などの交換、またはリニューアル工事	1,005,304	29.2
	ライフアップ事業	セキュリティグッズ、インテリア関連商品、家電商品等の生活関連商品などの販売・卸	235,398	6.8
	IT事業	ポータブルインターフォン、サラウンド音響機器、ビデオ・オン・デマンドシステムの販売	-	-
	給水管洗浄事業	「オゾンアクア殺菌洗浄工法」(特許3465823号)を用いた、建造物の給水管洗浄、貯水槽管理、設備全般	44,821	1.3
	総合ビルメンテナンス	清掃管理、設備管理、保安管理、営繕管理、人材派遣サービス管理、環境衛生管理	843,420	24.5
	小計		3,280,169	95.3
不動産事業	総合不動産事業	不動産仲介・不動産コンサルティングなど不動産関連事業	161,781	4.7
合計			3,441,950	100.0

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、19百万円で、その主なものは、本社移転に伴う設備工事10百万円及び本社情報システム投資3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

① 借入

当社は、金融機関より700百万円の借入を行いました。

② 第三者割当増資

当社は、フォレスト・フォールディング株式会社及び福岡浩二を割当先とする、平成19年2月払い込みの増資により、300百万円を調達いたしました。

③ 新株予約権の発行

当社は、平成18年9月の有償新株予約権の発行により20百万円を、平成19年2月の有償新株予約権発行により30百万円を調達いたしました。

④ 新株予約権の行使

当社は、当連結会計年度において新株予約権が行使され、103百万円を調達いたしました。

上記資金は、主に当社の本社移転などに充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における当社の状況は以下のとおりです。

	取得又は処分	取得日	種類	株数
株式会社オアシスソリューション	取得	平成18年3月1日	株式	306株
株式会社エルトレード	取得	平成18年3月1日	株式	1,000株
株式会社ギガプライズ	取得	平成18年3月23日	株式	50株
東峰実業株式会社	取得	平成18年3月31日	株式	60,000株
株式会社ダイヤモンド	取得	平成18年5月31日	株式	25株
株式会社アールイーテクニカ	取得	平成18年6月12日	株式	2,000株

(8) 対処すべき課題

前期においては、地価上昇などの要因により、年間を通じて当社の主要な市場である首都圏のマンション販売の後ろ倒し傾向が続き、首都圏マンションの新規供給戸数は、8年ぶりに8万戸を割り込む結果となりました。

これに対し、当社は法人営業強化策を実施し営業対象物件の確保に努めてまいりましたが、市場環境の急激な悪化に加え、前期から引き続き誹謗中傷的行為、事実無根の報道による信用の失墜の影響を払拭しきれなかったことも影響し、営業対象物件が当初計画を大幅に下回り、業績が悪化しました。

今回の収益性の悪化の主たる要因は、上記のように新築マンションの販売戸数の減少など外部要因によるものと認識しておりますが、これにつきましては回復基調にあります。このような状況の中で、引き続き、提携する法人との関係強化と新規法人開拓を全社あげて取り組んでいくことのほか、当連結会計年度においては、以下の収益構造の改善を図ってまいります。

すなわち、新経営陣によるコンパクトな事業展開を推進し、以下の施策を実施いたします。

- ①グループ会社を含めた社内要員の柔軟なシフトや短期労働力の積極的な活用
- ②株式会社アルデプロプロパティマネジメントとの業務提携解消
- ③不採算支店の統廃合
- ④購買部の設置による材料費、外注費を中心とした原価削減
- ⑤家賃をはじめとした本社費の削減

さらに当社グループとしての収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、グループ各社の有するそれぞれの販路を共有することで、販売機会を高め収益性の改善を目指します。

以上のように、市場ニーズ及び顧客ニーズを的確に捉え、サービス力・商品力・技術力の向上並びに経営の効率化と合理化を推進することで、既存事業の再構築と新規事業の収益化と、それに伴う営業損益並びに営業キャッシュ・フローの改善を見込んでおり、この計画を着実に実行し完遂することで、市場において当社が信任を得られるものと確信しております。株主の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

(9) 営業成績及び財産の状況

①企業集団の財産の状況及び損益の状況

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期
	自 平成15年3月1日 至 平成16年2月29日	自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日	自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日	(当連結会計年度) 自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日
売 上 高(千円)	—	—	—	3,441,950
経 常 損 失(千円) (△)	—	—	—	△379,018
当 期 純 損 失(千円) (△)	—	—	—	△756,692
1株当たり当期純損失 (円) (△)	—	—	—	△31,267円00銭
総 資 産(千円)	—	—	—	1,594,107
純 資 産(千円)	—	—	—	561,753
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	10,440円88銭

(注) 当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第4期・第5期・第6期については記載していません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期
	自 平成15年3月1日 至 平成16年2月29日	自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日	自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日	(当事業年度) 自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日
売 上 高(千円)	1,959,414	3,225,979	2,778,675	2,391,927
経常利益又は 経常損失(千円)	83,857	219,103	△387,989	△310,607
(△) 当期純利益又 は当期純損失(千円)	44,023	105,235	△431,587	△648,604
(△) 1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円)	8,559円83銭	18,832円35銭	△64,959円04銭	△26,800円75銭
総 資 産(千円)	492,740	739,545	1,131,976	1,550,816
純 資 産(千円)	219,348	332,180	839,913	662,628
1株当たり純資産額 (円)	40,100円36銭	58,585円68銭	106,049円74銭	12,728円15銭

(10) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オアシスソ リ ュ ー シ ョ ン	30,000千円	51%	給水管洗浄
株式会社エルトレード	50,000千円	100%	マンション販売代理
東峰実業株式会社	30,000千円	100%	総合ビルメンテナンス
株式会社アールイー テ ク ニ カ	100,000千円	100%	総合不動産事業

(11) 主要な事業内容 (平成19年2月28日現在)

①トータルハウスケアサービス事業

(イ) コーティング事業

新築住宅の壁、床材、キッチン・浴室等の水廻りの防汚、カビ防止などのコーティング加工を行っております。

(ロ) ハウスケア事業

住宅の壁クロス、フローリング、浴室・トイレ・キッチン等の水廻りの設備などの交換、またはリニューアル工事を行っております。

(ハ) ライフアップ事業

セキュリティグッズ、インテリア関連商品、家電商品等の生活関連商品などの販売・卸を行っております。

(ニ) IT事業

ポータブルインターフォン、サラウンド音響機器、ビデオ・オン・デマンドシステムの販売などを行っております。

(ホ) 給水管洗浄事業

「オゾンアクア殺菌洗浄工法」(特許3465823号)を用いた、建造物の給水管洗浄、貯水槽管理、設備全般などを行っております。

(ヘ) 総合ビルメンテナンス事業

清掃管理、設備管理、保安管理、営繕管理、人材派遣サービス管理、環境衛生管理などを行っております。

②不動産事業

不動産仲介・不動産コンサルティングなど不動産関連事業を行っております。

(12) 主要な事業所及び営業所 (平成19年2月28日現在)

①当社

本社	東京都新宿区
北海道支店	北海道札幌市中央区
東北支店	宮城県仙台市宮城野区
北関東支店	埼玉県越谷市
本店営業部	東京都新宿区
ライフアップ事業部	東京都新宿区
東京支店	東京都小平市
横浜支店	神奈川県横浜市港北区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
大阪支店	大阪府大阪市淀川区
中国・四国支店	広島県広島市南区
九州支店	福岡県福岡市博多区

※平成19年2月に、本社移転、東関東支店の本店営業部への統合、ライフアップ事業部の営業所開設を行っております。

②子会社

株式会社オアシスソリューション	東京都新宿区
株式会社エルトレード	東京都杉並区
東峰実業株式会社	東京都台東区
株式会社アールイーテクニカ	東京都新宿区

(13) 使用人の状況（平成19年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
206 (336) 名	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております（下表に同じ）。
 2. 連結での記載は当連結会計年度が初めてですので、前期の数字との比較はございません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
171 (9) 名	8名減 (1名減)	33.4歳	2.6年

(14) 主要な借入先の状況（平成19年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社 三菱東京UFJ銀行	160,000千円
株式会社 三井住友銀行	175,000千円
株式会社 りそな銀行	200,000千円
株式会社 東日本銀行	50,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 158,400株
- ② 発行済株式の総数 47,152株
- ③ 株主数 1,248名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	9,967株	21.13%
有 限 会 社 ア ー ル ズ ア ン ド ケ イ	5,000株	10.60%

- (注) 1. 平成18年9月1日付で株式5分割を行っております。
2. 基準日後に新株予約権の行使がなされたことにより、平成19年4月20日現在、発行済株式総数は101,180株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成19年2月28日現在）

発行決議の日	平成17年12月6日		
新株予約権の数	1,110個		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	5,550株 (新株予約権1個あたり5株)		
新株予約権の発行価額	7,000円		
新株予約権の行使時の払込金額	553,300円		
新株予約権の行使期間	平成18年6月1日から 平成21年5月31日まで		
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権の払込日時点に当社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が600,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」の調整が行われた場合には、基準株価においても当該調整を行うものとする。</p> <p>(5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		
役員等の 保有状況	取締役	保有者数	4名
		新株予約権の個数	330個
		目的となる株式の数	1,650株
	監査役	保有者数	1名
		新株予約権の個数	5個
		目的となる株式の数	25株

発行決議の日	平成18年 8月22日		
新株予約権の数	299個		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	1,495株 (新株予約権1個あたり5株)		
新株予約権の発行価額	69,600円		
新株予約権の行使時の払込金額	471,000円		
新株予約権の行使期間	平成18年 9月19日から 平成19年 9月18日まで		
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2)新株予約権の払込日時点で当社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(3)各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。</p> <p>(4)新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が200,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、発行要項第2項の調整が行われた場合には、基準株価においても当該調整を行うものとする。</p> <p>(5)その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		
役員等の 保有状況	取締役	保有者数	5名
		新株予約権の個数	198個
		目的となる株式の数	990株
	監査役	保有者数	3名
		新株予約権の個数	3個
		目的となる株式の数	15株

② 当連結会計年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況（平成19年2月28日現在）

発行決議の日	平成18年8月22日		
新株予約権の数	299個		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	1,495株 (新株予約権1個あたり5株)		
新株予約権の発行価額	69,600円		
新株予約権の行使時の払込金額	471,000円		
新株予約権の行使期間	平成18年9月19日から 平成19年9月18日まで		
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権の払込日時点で当社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が200,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、発行要項第2項の調整が行われた場合には、基準株価においても当該調整を行うものとする。</p> <p>(5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		
使用人等の保有状況	当社使用人	保有者数	5名
		新株予約権の個数	5個
		目的となる株式の数	25株
	子会社の役員及び使用人	保有者数	4名
		新株予約権の個数	4個
		目的となる株式の数	20株

③ その他新株予約権に関する重要な事項

・当該連結会計年度中に発行した新株予約権の概要

(1) 株式会社アライヴ コミュニティ第2回新株予約権

発行決議の日	平成18年8月22日	
個数	299個	
目的となる株式の種類と数	普通株式 1,495株 (新株予約権1個あたり5株)	
新株予約権の払込金額	69,600円	
行使時の払込金額	471,000円	
行使期間	平成18年9月19日から 平成19年9月18日まで	
割当先及び新株予約権の個数	株式会社アルデプロ	50個
	有限会社夕焼け創造研究所	30個
	株式会社ファインキューブ	10個

(2) 株式会社アライヴ コミュニティ第3回新株予約権

発行決議の日	平成19年2月2日	
個数	400個	
目的となる株式の種類と数	普通株式 注1	
新株予約権の払込金額	75,000円	
行使時の払込金額	注2	
行使期間	平成19年3月1日から 平成20年2月29日まで	
割当先及び新株予約権の個数	フオレスト・フオール ディング株式会社	400個

- (注) 1. 目的となる株式数については、請求にかかる本新株予約権の個数に5,000,000を乗じ、これを行使請求の日には有効な行使価額で除して得られる最大整数としております。
2. 行使時の払込金額については、行使価額（行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する額）に本新株予約権の割当株式数を乗じた額としております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成19年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当又は主な職業	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	福岡 浩二		株式会社アールイーテクニカ 代表取締役 東峰実業株式会社 代表取締役
専務取締役	柴田 秀	事業統括本部長	
取締役	塚本 比呂志	法人営業推進部長	
取締役	山崎 和邦		
取締役	石戸 謙二	経営戦略室長	
常勤監査役	大畑 訓		
監査役	鈴木 康司	弁護士	
監査役	高木 忠儀	公認会計士	高木合併システム株式会社 代表取締役

- (注) 1. 平成18年5月26日開催の第6回定時株主総会において、取締役に石戸謙二氏が、監査役に高木忠儀氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役鈴木康司氏並びに監査役高木忠儀氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
3. 社外監査役高木忠儀氏は公認会計士にして税理士であり、財務に関し相当程度の知見を有しております。

4. 決算日後における代表者の異動

平成19年3月27日開催の臨時取締役会において、資本政策の見直しと事業の立て直しを図るために、代表者の異動について下記のとおり決議いたしました。

氏名	新役職名	旧役職名
柴田 秀	代表取締役社長	専務取締役事業統括本部長
福岡 浩二	取締役	代表取締役社長

5. 決算日後における当社グループの代表者の異動

当社グループ会社である東峰実業株式会社及び株式会社アールイーテクニカでは、平成19年3月30日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、平成19年3月30日付で代表者を異動することを決議いたしました。

東峰実業株式会社

氏名	新役職名	旧役職名
金子 征司	代表取締役社長	取締役副社長
福岡 浩二	取締役	代表取締役社長

株式会社アールイーテクニカ

氏名	新役職名	旧役職名
柴田 秀	代表取締役社長	取締役
福岡 浩二	取締役	代表取締役社長

6. 平成19年4月19日付で、監査役鈴木康司は辞任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	77,774千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,300千円 (3,900千円)
合計	8名	90,074千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成14年2月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成16年5月28日開催の臨時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成18年8月22日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております(13頁参照)。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係
- ・監査役高木忠儀氏は、有限会社ティ・ケイ・ジイの取締役を兼務しております。なお、当社は有限会社ティ・ケイ・ジイの間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役鈴木康司氏は、株式会社キンダイの社外監査役であります。
 - ・監査役高木忠儀氏は、宝光化研工業株式会社の社外監査役であり、また株式会社協和工業の社外監査役であります。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役鈴木康司	20/22回	90.9%	11/12回	91.6%
監査役高木忠儀	12/19回	63.1%	7/9回	77.7%

・取締役会における発言状況

監査役鈴木康司氏は、弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役高木忠儀氏は、公認会計士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長の直轄委員会として全社員横断で構成する危機管理委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、当社社内規定及びそれに関する各管理規定に従い、適切に保存及び管理（廃棄含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規定の見直しを行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は危機管理委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行しております。

また取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行しております。

- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関しましても監査を実施しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
該当事項はございません。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営戦略会議、危機管理委員会など重要会議に出席しており、その場で取締役及び使用人から適切に報告がなされております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施しております。
また当社では、社外監査役のうち1名が弁護士であり、複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる体制を敷いております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は現在、特に買収防衛策をとっておりません。それは、経営効率化の姿勢や企業価値の最大化の新たなスキームを示すことなく、ライセンスの導入、授権資本枠の拡大、権利確定日の柔軟化等の防衛策だけを導入すれば、経営者の保身とも受け取られかねないと判断したためであります。

しかしながら、発行済株式総数の増加及び株主構成の変更に伴い、当社では今後、買収防衛策の導入を検討していきたいと考えております。

連結貸借対照表

(平成19年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,098,188	流動負債	1,019,759
現金及び預金	666,636	買掛金	76,289
受取手形及び売掛金	284,994	短期借入金	585,000
たな卸資産	75,790	一年内返済予定長期借入金	28,825
繰延税金資産	19,906	未払金	231,953
その他	60,257	未払法人税等	18,316
貸倒引当金	△9,396	賞与引当金	12,767
		売上値引引当金	4,500
		アフターコスト引当金	6,500
固定資産	495,919	受注工事損失引当金	400
有形固定資産	50,567	その他	55,208
建物及び構築物	107,361	固定負債	12,594
減価償却累計額	76,845	長期借入金	820
車両運搬具	5,000	退職給付引当金	5,348
減価償却累計額	2,837	繰延税金負債	3,733
工具器具備品	38,845	その他	2,692
減価償却累計額	26,024	負債合計	1,032,353
土地	5,068	純資産の部	
無形固定資産	304,702	株主資本	486,881
のれん	296,830	資本金	756,904
その他	7,872	資本剰余金	735,704
投資その他の資産	140,648	利益剰余金	△1,005,728
投資有価証券	30,188	評価・換算差額等	5,427
長期貸付金	17,881	その他有価証券評価差額金	5,427
その他	102,446	新株予約権	62,470
貸倒引当金	△9,867	少数株主持分	6,974
資産合計	1,594,107	純資産合計	561,753
		負債純資産合計	1,594,107

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 平成18年3月1日
至 平成19年2月28日）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,441,950
売上原価		1,808,160
売上総利益		1,633,789
販売費及び一般管理費		1,997,639
営業損失		363,849
営業外収益		
受取利息	633	
受取配当金	56	
受取手数料	1,615	
貸借料収入	2,386	
還付金	2,023	
その他	2,715	9,431
営業外費用		
支払利息	8,544	
株式交付費	12,674	
その他	3,380	24,599
経常損失		379,018
特別利益		
固定資産売却益	588	
アフターコスト引当金戻入益	10,725	
その他	123	11,436
特別損失		
固定資産売却損	165	
固定資産除却損	7,870	
減損損	289,027	
その他	59,265	356,329
税金等調整前当期純損失		723,911
法人税、住民税及び事業税	15,225	
法人税等調整額	25,280	40,506
少数株主損失		7,725
当期純損失		756,692

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 平成18年3月1日
至 平成19年2月28日 ）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月1日 残高	555,075	533,875	△249,036	839,913
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	150,002	150,002		300,004
新株予約権の発行				
新株予約権の行使	51,827	51,827		103,655
新株予約権の失効				
当期純損失(△)			△756,692	△756,692
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	201,829	201,829	△756,692	△353,034
平成19年2月28日 残高	756,904	735,704	△1,005,728	486,881

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
平成18年3月1日 残高			9,100		849,013
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					300,004
新株予約権の発行			54,789		54,789
新株予約権の行使			△1,295		102,360
新株予約権の失効			△123		△123
当期純損失(△)					△756,692
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,427	5,427		6,974	12,401
連結会計年度中の変動額合計	5,427	5,427	53,370	6,974	△287,260
平成19年2月28日 残高	5,427	5,427	62,470	6,974	561,753

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当連結会計年度において、東峰実業株式会社と株式会社アールイーテクニカを株式取得により、株式会社オアシスソリューションと株式会社エルトレードを新規設立により、連結子会社化しております。

当連結会計年度での営業損失は363,849千円、営業キャッシュ・フローは、マイナス228,750千円と多額なものとなっていることに加え、連結計算書類に対する当社計算書類の影響度が高い状況にあり、当社の計算書類に継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることから、連結計算書類についても継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

この状況の中で、グループとしての収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、グループ各社の有する販路を共有することで、販売機会を高め収益性の改善を目指すことのほか、当社の計算書類に認識される継続企業の前提に関する重要な疑義の解消に向けた事業計画の実行を図ってまいります。

このような事業計画の実行が継続企業の前提となっております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 4社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社オアシスソリューション
株式会社エルトレード
東峰実業株式会社
株式会社アールイーテクニカ |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東峰実業株式会社の決算期を8月31日から2月末日に、株式会社アールイーテクニカの決算期を3月31日から2月末日に変更し、すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品
- ・原材料
- ・仕掛品
- ・貯蔵品
- ・販売用不動産

先入先出法による原価法

先入先出法による原価法

個別法による原価法

最終仕入原価法

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

また、ライセンスについては、契約期間（2年）による定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社4社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社4社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 売上値引引当金

当社は、将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ. アフターコスト引当金

当社は、コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ホ. 退職給付引当金

連結子会社1社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ. 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができ工事について、損失見込額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜処理を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間(5～10年)で均等償却しております。

追加情報

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純損失は284,787千円増加しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、492,308千円であります。

(ストックオプション等に対する会計基準)

当連結会計年度より「ストックオプション等に対する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストックオプション等に対する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失は3,909千円増加し、税金等調整前当期純損失は3,785千円増加しております。

(企業結合に係る会計基準)

当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

これにより、損益に与える影響はありません。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会 実務対応報告第19号)を適用しております。

これにより、損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(注)	7,920株	39,232株	—	47,152株
合計	7,920株	39,232株	—	47,152株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 185株

株式分割(1:5)による増加 32,420株

第三者割当による新株の発行による増加 6,627株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

	平成17年12月6日取締役会決議分	平成18年8月22日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,550株	1,045株
新株予約権の残高	510個	209個

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 10,440円88銭

(2) 1株当たり当期純損失 31,267円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当期純損失のため記載しておりません。当社は、平成18年9月1日付で株式1株を5株とする株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため記載しておりません。

6. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権の取得及び消却

当社は、平成19年3月27日開催の臨時取締役会において、第3回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

当社は、平成19年2月2日開催の取締役会において「第3回新株予約権の発行」について決議いたしました。本新株予約権の割当先からの資金調達を継続することは困難であり、また、多数の潜在株の存在を放置しておくことを避けるため、「本新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づき、本新株予約権を取得し消却することといたしました。

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ第3回新株予約権

発行総数 400個

取得総数 400個

ただし、取得日以前に割当先より行使請求がなされた場合、行使請求がなされた個数は取得総数より控除されます。

取得価額 本新株予約権1個あたり71,250円
(総額28,500千円)

取得日 平成19年5月1日

取得後の取扱 全部を取得日に消却する。

(2) 新株予約権の取得及び消却の中止

当社は、平成19年3月27日開催の臨時取締役会において、第3回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

しかしながら、その後の行使状況に鑑み、また、割当先との協議の結果に基づき慎重に検討した結果、本新株予約権の行使の継続が当社の資本政策上有効であると判断したため、平成19年4月17日開催の臨時取締役会において、本新株予約権の取得及び消却を中止することといたしました。

(3) 第3回新株予約権の行使

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ第3回新株予約権

行使日 平成19年3月28日

行使数 20個

交付株式数 4,863株

行使価額 20,563円

払込金額 99,997,869円

未行使新株予約権 380個

資本組入額の総額 50,748,935円

資本組入後の資本金 807,653,830円

(4) 第3回新株予約権の行使

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ 第3回新株予約権

行使日 平成19年4月9日

行使数 100個

交付株式数 25,000株

行使価額 20,000円

払込金額 500,000,000円

未行使新株予約権 280個

資本組入額の総額 253,750,000円

資本組入後の資本金 1,061,403,830円

(5) 第3回新株予約権の行使

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ 第3回新株予約権

行使日 平成19年4月20日

行使数 99個

交付株式数 24,165株

行使価額 20,484円

払込金額 494,995,860円

未行使新株予約権 181個

資本組入額の総額 251,210,430円

資本組入後の資本金 1,312,614,260円

(6) 株式会社アルデプロプロパティマネジメントとの業務提携の解消

当社は、平成18年8月10日に締結した株式会社アルデプロプロパティマネジメント（以下APM）との業務提携契約を平成19年4月2日付で解消いたしました。

① 業務提携解消理由

当社は、平成18年8月10日付で、APMと業務提携契約を締結しましたが、当連結会計年度において事業の再構築による収益体質の改善を図るため、利益率の高いコーティング事業を中心とした、確立された事業モデルへの集中的な資本投下を行う方針であり、APMとの業務提携に基づく事業展開は、現段階において収益体質の改善に資するものではないと判断したためであります。

② 業務提携解消内容

APMの親会社であります株式会社アルデプロが仕入れた不動産物件及びAPMが管理する物件の内外装にかかる改修工事・リフォーム工事

株式会社アルデプロが販売する物件及びAPMが管理する物件について、当社のコーティング、インテリア商品等の商品・サービスの顧客への提供

住宅産業におけるノウハウの共有、新たなシナジーの発揮できる事業分野での協業の推進

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年4月16日

株式会社 アライヴ コミュニティ

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤 野 勝 之 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アライヴコミュニティの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アライヴコミュニティ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。連結計算書類に対する株式会社アライヴコミュニティの計算書類の影響度が高い状況にあり、株式会社アライヴコミュニティの計算書類に継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることから、連結計算書類についても、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、以下の事項が存在する。
 - (1) 株式会社アライヴコミュニティは、平成19年3月27日開催の臨時取締役会で、第3回新株予約権の取得及び消却を決議した。
 - (2) 株式会社アライヴコミュニティは、平成19年3月28日及び平成19年4月9日に第3回新株予約権の行使を受けた。
 - (3) 株式会社アライヴコミュニティは、株式会社アルデプロプロパティマネジメントとの業務提携を解消した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成19年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	838,669	流動負債	882,615
現金及び預金	541,435	買掛金	74,132
売掛金	206,715	短期借入金	585,000
商品	9,756	未払金	168,123
原材料	22,010	未払費用	1,023
仕掛品	4,510	未払法人税等	12,951
貯蔵品	1,872	未払消費税等	4,916
前払費用	16,802	前受金	8,615
未収入金	24,085	預り金	5,627
その他	19,400	賞与引当金	8,497
貸倒引当金	△7,919	売上値引引当金	4,500
		ﾌﾌﾀｰｺｽﾄ引当金	6,500
		受注工事損失引当金	400
		その他	2,327
固定資産	712,147	固定負債	5,573
有形固定資産	17,615	繰延税金負債	3,561
建物	11,199	その他	2,012
減価償却累計額	4,270		
工具器具備品	24,991		
減価償却累計額	14,305		
無形固定資産	7,783	負債合計	888,188
ソフトウェア	7,379	純資産の部	
電話加入権	403	株主資本	594,968
		資本金	756,904
		資本剰余金	735,704
		資本準備金	735,704
		利益剰余金	△897,640
		その他利益剰余金	△897,640
		別途積立金	110,000
		繰越利益剰余金	△1,007,640
投資その他の資産	686,748	評価・換算差額等	5,188
投資有価証券	27,202	その他有価証券評価差額金	5,188
関係会社株式	617,706	新株予約権	62,470
破産更生債権等	8,452		
長期前払費用	1,533		
敷金保証金	40,306		
貸倒引当金	△8,452		
資産合計	1,550,816	純資産合計	662,628
		負債純資産合計	1,550,816

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 自 平成18年 3月 1日
至 平成19年 2月 28日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		2,391,927
売 上 原 価		1,120,846
売 上 総 利 益		1,271,081
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,567,095
営 業 損 失		296,014
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	506	
受 取 配 当 金	6	
保 険 解 約 益	735	
受 取 手 数 料	2,183	
そ の 他	1,260	4,691
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,351	
株 式 交 付 費	12,674	
そ の 他	259	19,285
経 常 損 失		310,607
特 別 利 益		
アフターコスト引当金戻入益	10,725	
そ の 他	123	10,848
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	13	
固 定 資 産 除 却 損	6,784	
減 損 損 失	21,498	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	280,729	
そ の 他	29,752	338,778
税 引 前 当 期 純 損 失		638,538
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		10,066
当 期 純 損 失		648,604

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自 平成18年3月1日 ）
（ 至 平成19年2月28日 ）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別 積立金	繰 越利益 剰余金			
平成18年2月28日 残高	555,075	533,875	533,875	110,000	△359,036	△249,036	839,913	
事業年度中の変動額								
新株の発行	150,002	150,002	150,002				300,004	
新株予約権の発行								
新株予約権の行使	51,827	51,827	51,827				103,655	
新株予約権の失効								
当期純損失(△)					△648,604	△648,604	△648,604	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	201,829	201,829	201,829	—	△648,604	△648,604	△244,945	
平成19年2月28日 残高	756,904	735,704	735,704	110,000	△1,007,640	△897,640	594,968	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額	評価・換算 差額等 合計		
平成18年2月28日 残高	—	—	9,100	849,013
事業年度中の変動額				
新株の発行				300,004
新株予約権の発行			54,789	54,789
新株予約権の行使			△1,295	102,360
新株予約権の失効			△123	△123
当期純損失(△)	5,188			△648,604
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,188	5,188	53,370	5,188
事業年度中の変動額合計	5,188	5,188	53,370	△186,385
平成19年2月28日 残高	5,188	5,188	62,470	662,628

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、前事業年度314,557千円、当事業年度296,014千円の営業損失を、また前事業年度333,705円、当事業年度262,882千円とマイナスの営業キャッシュ・フローを継続しております。このような状況は、継続企業の前提に関する重要な疑義と認識しております。

当事業年度に入り、コーティング事業におきましては、法人ルート（提携関係にある、マンションデベロッパーやマンション管理会社等のマンション入居者に営業する方法）の強化を行いました。耐震偽装問題や首都圏の地価高騰による買い控えなどにより、当事業年度は、新築マンションの販売戸数が減少したことのほか、前事業年度から引き続き事実無根のマスコミ報道や謂われ無き営業妨害的行為による社会的信用の失墜の影響を完全に払拭できず、抜本的な収益の改善が達成できませんでした。その結果、多額の営業損失とマイナスの営業キャッシュ・フローを計上せざるを得ない状況となりました。

このような状況の中で、当社は、収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け引き続き、提携する法人との関係強化と新規法人開拓を全社あげて取り組んでいくことのほか、以下のようなコスト削減を中心とした収益性の改善を図ってまいります。

すなわち、新経営陣によるコンパクトな事業展開を推進し、以下の施策を実施いたします。

- ①グループ会社を含めた社内要員の柔軟なシフトや短期労働力の積極的な活用
- ②株式会社アルデブプロパティマネジメントとの業務提携解消
- ③不採算支店の統廃合
- ④購買部の設置による材料費、外注費を中心とした原価削減
- ⑤家賃をはじめとした本社費の削減

以上の事業計画の実行が継続企業の前提となっております。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定) |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

- ③ たな卸資産
- ・商品
 - ・原材料
 - ・仕掛品
 - ・貯蔵品
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法
- なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
- なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。
- ② 無形固定資産
- 定額法
- なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- また、ライセンスについては、契約期間（2年）による定額法によっております。
- ③ 長期前払費用
- 定額法
- なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費
- 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 売上値引引当金 将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。
- ④ アフターコスト引当金 コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。
- ⑤ 受注工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜処理を採用しております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税引前当期純損失は17,258千円増加しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は600,157千円であります。

(ストックオプション等に対する会計基準)

当事業年度より「ストックオプション等に対する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストックオプション等に対する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失は3,909千円増加し、税引前当期純損失は3,785千円増加しております。

(企業結合に係る会計基準)

当事業年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

これにより、損益に与える影響はありません。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。

これにより、前事業年度まで新株の発行に係る費用は「新株発行費」として表示しておりましたが、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」については、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度末の「未収入金」は744千円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「受取保険金」(当事業年度341千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	18,522千円
短期金銭債務	388千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	687 千円
営業取引以外の取引	2,121 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,223
賞与引当金繰入超過額	3,458
賞与引当に係る社会保険料否認	416
商品評価損否認	115
原材料評価損否認	1,468
未払事業税否認額	3,602
値引引当金繰入超過額	1,831
アフターコスト引当金繰入超過額	2,645
受注工事損失引当金繰入超過額	162
繰延税金資産（流動）小計	16,925
評価性引当額	△16,925
繰延税金資産（流動）合計	—
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,108
関係会社株式評価損	114,256
減損損失	8,749
繰越欠損金	149,116
繰延税金資産（固定）小計	276,232
評価性引当額	△276,232
繰延税金資産（固定）合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,561
繰延税金負債の純額	△3,561
繰延税金負債の純額	△3,561

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のリース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額	期末残高 相当額
車 両 運 搬 具	18,880 千円	4,829 千円	6,468 千円	7,581 千円
合 計	18,880 千円	4,829 千円	6,468 千円	7,581 千円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1 年 内	4,508 千円
1 年 超	8,522 千円
合 計	13,030 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等

属 性	氏 名	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員	福岡浩二	-	当社取締役	(被所有)	-	-	新株予約 権の引 受 注1	13,224	-	-
				直接 5.0			新株予約 権の行 使 注2	102,360		

- (注) 1. 平成17年12月6日の取締役会で決議された平成17年12月28日発行の新株予約権の引受であります。
2. 平成17年12月6日の取締役会で決議された平成17年12月28日発行の新株予約権が、平成18年8月25日に185個行使されたことによるものであります。
3. 上記金額の取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社オアシスソリューション	東京都新宿区	30,000	給水管洗浄工事等	(所有)直接 51%	兼任 2名	当社取引先への給水管洗浄	事務委託手数料	600	—	—
	株式会社エルトレード	東京都杉並区	50,000	不動産仲介	(所有)直接 100%	兼任 3名	—	事務委託手数料	728	—	—
	株式会社アーリーテクニカ	東京都新宿区	100,000	不動産仲介	(所有)直接 100%	兼任 3名	—	事務委託手数料	250	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税当が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 12,728円15銭
(2) 1株当たり当期純損失 26,800円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの当期純損失のため記載しておりません。

当社は、平成18年9月1日付で株式1株を5株とする株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりであります。

- 1株当たり純資産額 21,209円95銭
1株当たり当期純損失 12,991円81銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権の取得及び消却

当社は、平成19年3月27日開催の臨時取締役会において、第3回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

当社は、平成19年2月2日開催の取締役会において「第3回新株予約権の発行」について決議いたしました。本新株予約権の割当先からの資金調達を継続することは困難であり、また、多数の潜在株の存在を放置しておくことを避けるため、「本新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づき、本新株予約権を取得し消却することといたしました。

名称 株式会社アライヴ コミュニティ 第3回新株予約権

発行総数 400個

取得総数 400個

ただし、取得日以前に割当先より行使請求がなされた場合、行使請求がなされた個数は取得総数より控除されます。

取得価額 本新株予約権1個あたり71,250円
(総額28,500千円)

取得日 平成19年5月1日

取得後の取扱 全部を取得日に消却する。

(2) 新株予約権の取得及び消却の中止

当社は、平成19年3月27日開催の臨時取締役会において、第3回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

しかしながら、その後の行使状況に鑑み、また、割当先との協議の結果に基づき慎重に検討した結果、本新株予約権の行使の継続が当社の資本政策上有効であると判断したため、平成19年4月17日開催の臨時取締役会において、本新株予約権の取得及び消却を中止することといたしました。

(3) 第3回新株予約権の行使

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ 第3回新株予約権

行使日 平成19年3月28日

行使数 20個

交付株式数 4,863株

行使価額 20,563円

行使価額 99,997,869円

未行使新株予約権 380個

資本組入額の総額 50,748,935円

資本組入後の資本金 807,653,830円

(4) 第3回新株予約権の行使

名柄名 株式会社アライヴ コミュニティ第3回新株予約権
行使日 平成19年4月9日
行使数 100個
交付株式数 25,000株
行使価額 20,000円
払込金額 500,000,000円
未行使新株予約権 280個
資本組入額の総額 253,750,000円
資本組入後の資本金 1,061,403,830円

(5) 第3回新株予約権の行使

銘柄名 株式会社アライヴ コミュニティ第3回新株予約権
行使日 平成19年4月20日
行使数 99個
交付株式数 24,165株
行使価額 20,484円
払込金額 494,995,860円
未行使新株予約権 181個
資本組入額の総額 251,210,430円
資本組入後の資本金 1,312,614,260円

(6) 株式会社アルデプロプロパティマネジメントとの業務提携の解消

当社は、平成18年8月10日に締結した株式会社アルデプロプロパティマネジメント（以下APM）との業務提携契約を平成19年4月2日付で解消いたしました。

① 業務提携解消理由

当社は、平成18年8月10日付で、APMと業務提携契約を締結しましたが、当事業年度において事業の再構築による収益体質の改善を図るため、利益率の高いコーティング事業を中心とした、確立された事業モデルへの集中的な資本投下を行う方針であり、APMとの業務提携に基づく事業展開は、現段階において収益体質の改善に資するものではないと判断したためであります。

② 業務提携解消内容

APMの親会社であります株式会社アルデプロが仕入れた不動産物件及びAPMが管理する物件の内外装にかかる改修工事・リフォーム工事
株式会社アルデプロが販売する物件及びAPMが管理する物件について、当社のコーティング、インテリア商品等の商品・サービスの顧客への提供
住宅産業におけるノウハウの共有、新たなシナジーの発揮できる事業分野での協業の推進

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年4月16日

株式会社 アライヴ コミュニティ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 ㊟

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤野 勝之 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アライヴコミュニティの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが継続している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映していない。
2. 会計方針の変更に記載のとおり、以下の事項が存在する。
 - (1) 会社は、当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針を適用している。
 - (2) 会社は、当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用している。
 - (3) 会社は、当事業年度からストック・オプション等に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準の適用指針を適用している。
 - (4) 会社は、当事業年度から企業結合に係る会計基準の適用が認められることとなったため、当該会計基準を適用している。
 - (5) 会社は、当事業年度から繰延資産の会計処理に関する当面の取扱いを適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、以下の事項が存在する。
 - (1) 会社は、平成19年3月27日開催の臨時取締役会で、第3回新株予約権の取得及び消却を決議した。
 - (2) 会社は、平成19年3月28日及び平成19年4月9日に第3回新株予約権の行使を受けた。
 - (3) 会社は、株式会社アルデプロプロパティマネジメントとの業務提携を解消した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査報告書に基づく審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室長、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容を検証いたしました。子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に明白に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月20日

株式会社アライヴ コミュニティ 監査役会

常勤監査役 大畑 訓 ㊟

社外監査役 鈴木康司 ㊟

社外監査役 高木忠儀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 目的事項の追加

今後の当社の多様な事業展開に備えるため、当社の目的事項を変更するものであります。

(2) 授權資本枠の拡大

平成19年2月に実行した新株予約権の発行により、発行可能株式総数の限界近くまで、株式を発行しているため、機動的な資金調達を可能とするものであります。

(3) 取締役の責任限定規定

新たに社外取締役制度を活用するに際して、責任制限を定めるものであります。

以上の変更により、第29条追加のため、30条以降43条まで1条ずつ繰り下げのものです。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～38 <記載省略> <新 設> <新 設> <新 設>	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <現行どおり> 39. <u>国内外の投資事業組合、匿名組合、任意組合財産の運用、管理及びコンサルティング業務</u> 40. <u>ゴルフ場、スポーツ施設、並びにリゾート施設の設計、施工、管理及び運営並びにコンサルティング業務</u> 41. <u>ゴルフ会員権の販売及びスポーツ施設、リゾート施設等施設利用会員権の販売</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>158,400株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>42. <u>ベンチャー企業等へのコンサルティング業務</u></p> <p>43. <u>ホテル・飲食店等接客業者へのコンサルティング業務</u></p> <p>44. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>404,720株</u>とする。</p> <p><u>第29条（取締役の責任免除）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。そこで、取締役会の機能強化を図り従前より2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
1	福 岡 浩 二 (昭和49年10月23日生)	平成9年6月 有限会社東洋システム設立 平成12年6月 当社設立 代表取締役 平成14年2月 有限会社アールズアンドケイ 代表取締役（現任） 平成18年3月 株式会社オアシスソリューシ ョン取締役（非常勤）（現任） 平成18年3月 株式会社エルトレード取締役 （非常勤）（現任） 平成18年3月 東峰実業株式会社代表取締役 平成18年6月 株式会社アールイーテクニカ代 表取締役 平成19年3月 当社取締役（現任） 平成19年3月 株式会社アールイーテクニカ取 締役（現任） 平成19年3月 東峰実業株式会社取締役（現 任）	2,358株
2	星 山 和 彦 (昭和37年9月16日生)	平成2年10月 太田昭和監査法人入社 平成12年10月 監査法人トーマツ入社 平成16年11月 株式会社アコーディアゴルフ 入社 平成17年2月 同社取締役経営戦略室副室長 平成18年6月 同社執行役員 平成19年1月 当社執行役員管理本部長 兼経 理財務部長 平成19年4月 当社経営戦略室社長付（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	岡田 武人 (昭和18年1月1日生)	昭和41年4月 兼松株式会社入社 昭和42年4月 兼松江商株式会社（合併による） 平成2年1月 兼松株式会社（社名変更による） 平成3年4月 同社食品農産部長 平成6年6月 同社食品副本部長兼食品部長 平成7年11月 同社食品副本部長兼食料流通開発室長 平成8年4月 同社参与食品本部長 平成9年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年9月 岡田インターナショナル・プロジェクト 代表取締役（現任）	0株
4	伊東 忠彦 (昭和20年10月23日生)	昭和45年 ミノル・ヤマサキ建築設計事務所入所 昭和51年 ジョン・ポーツマン建築設計事務所入所 昭和54年 TED T. ITO建築設計事務所代表 平成1年 株式会社マルコー代表取締役副社長 国際運営総本部長 平成4年 TED T. ITO建築設計事務所代表 平成9年 アーキテクト・ホーム株式会社設立 代表 平成12年 株式会社伊東忠彦都市建築事務所設立 代表（現任）	0株
5	青木 辰男 (昭和3年1月15日生)	昭和25年4月 株式会社第一銀行 入社 昭和51年 The First Pacific Bank of Chicago organizer & first president 昭和51年12月 第一勸業銀行株式会社取締役 昭和54年6月 同社常務取締役 昭和57年6月 同社副頭取 昭和61年4月 株式会社クレディセゾン会長 平成5年6月 同社相談役 平成15年4月 株式会社ザック・コーポレーション 取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
6	丸山一郎 (昭和38年4月21日生)	平成4年3月 BMCソフトウェア株式会社入社 平成12年10月 ジョンストン&ウェスター フィールド法律事務所入所 平成15年10月 弁護士登録 丸山法律事務所入 所 平成18年10月 東京中央総合法律事務所 パー トナー弁護士として入所 (現 任)	0株
7	石原博士 (昭和24年3月24日生)	昭和47年4月 税務指導協会(名古屋)入会 昭和53年1月 大村特許事務所(岡山)入所 昭和59年1月 石原司法書士事務所 代表(現 任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木辰男氏、丸山一郎氏、石原博士氏については社外取締役候補者であります。
3. 上記3名を社外取締役候補者とした理由
 青木氏については、銀行業務の経営を活かして、当社の財務面に対する監督、
 チェック機能を強化できるものと判断したためであります。
 丸山氏については、弁護士としての見地から、コンプライアンスの推進及び会
 社アクションに対する法務チェックの機能を強化できるものと判断したため
 あります。
 石原氏については、当社が建設業等の免許を有しているため必要となる各種届
 出を迅速に行いうるものと判断したためであります。
4. 丸山氏・石原氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
 丸山氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として中立的な
 観点から会社を運営する役割にはむしろ好ましいとの認識から、社外取締役と
 しての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 石原氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、司法書士事務所を運営
 してきた経験が、会社経営にも活かせるものであるとの認識から、社外取締
 役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 3名の社外取締役候補者につきましては、選任が承認された場合、当社は3名
 との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限
 定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

現在監査役鈴木康司氏が辞任しております。また本総会終結の時をもって監査役大畑訓氏が監査役を辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、当該監査役候補者については監査役会の同意を得ております。

なお、本総会において選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、退任する監査役の任期を引き継ぐものと致します。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	飯窪和城 (昭和21年9月4日生)	昭和47年4月 恵雅堂出版株式会社入社 昭和49年4月 株式会社グリーンライフ入社 昭和57年6月 株式会社成田ハイツリー入社 昭和61年12月 三菱信託銀行株式会社入社 昭和62年7月 菱信住宅販売株式会社入社 平成6年3月 有限会社アヴィニョン21設立 代表 平成15年5月 株式会社栄福建設設立 取締役 (現任)	0株
2	田村稔郎 (昭和27年3月9日生)	昭和51年8月 小宮宗太郎公認会計士事務所入所 昭和55年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 平成3年8月 青山監査法人社員 平成6年8月 三栄ハウス株式会社入社 平成7年4月 同社取締役 平成10年10月 監査法人トーマツ入社 平成12年6月 同法人社員 平成14年8月 同法人代表社員 平成17年12月 田村公認会計士事務所設立 代表 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村稔郎氏については、社外監査役候補者であります。
3. 田村稔郎氏を社外監査役候補者とした理由
田村稔郎氏につきましては、長年公認会計士として培ってきた会計面での知識及び代表としての経験を、当社の経営に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります三優監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については取締役会及び監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	霞が関監査法人	
事務所	主たる事務所の所在場所 東京都千代田区五番町14 国際中正会館10階 (〒102-0076)	
沿 革	平成8年	霞が関公認会計士共同事務所開設
	平成10年	霞が関監査法人の設立
	平成16年	霞が関監査法人 大阪事務所 開設
概 要	出資金	19百万円
	構成人員	
	(社員) 公認会計士	7名
	(職員) 公認会計士	14名
	会計士補	4名
	その他職員	8名
	合 計	33名
	関与会社数	52社

(平成19年2月28日現在)

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使 ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.e-kosi.jp>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年5月29日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、全て株主様のご負担となります。

[インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について]
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること
- (2) パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 5.5 またはNetscape ver. 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※Microsoft および Internet Explorerは、米 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Netscapeは、米国およびその他の国における Netscape Communications Corporation社の登録商標です。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部 IT総会ヘルプデスク

【専用ダイヤル】 0120-707-743

24時間お受けいたします（土曜・日曜・祝日も受付）

以上